四　事業に関する説明
イ　財源の内訳
ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明
3　事業報告書には、通則法第三十一条第一項の年度計画に掲載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

第十六条中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（会計監査報告の作成）

第十六条の二　通則法第三十九条第一項後段の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　機構の役員及び職員
二　その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項の財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一　会計監査人の監査の方法及びその内容
二　財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
イ　無限定適正意見　監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨
ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項
ハ　不適正意見　監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由
三　前号の意見がないときは、その旨及びその理由
四　追記情報
五　前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

4　会計監査報告を作成した日

前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一　正当な理由による会計方針の変更
二　重要な偶発事象
三　重要な後発事象

第十七条中「独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（以下「令」という。）」を「令」に改める。

第二十条、第二十二条、第二十六条第四項及び第二十七条第五号中「第十九条第七項」を「第十九条第六項」に改める。

第三十一条中「第二十四条第一項」を「第二十四条」に改める。

第三十三条（見出しを含む。）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改める。

第三十四条中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（内部組織）

第三十四条の二　機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として主務大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。同項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として主務大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第三十四条の三　機構に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして主務大臣が定めるものとする。

附則第二条第一項中「第一条の二各号」を「第三条各号」に改める。

附則第七条第三項中「第十九条第七項」を「第十九条第六項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（業務実績等報告書に係る経過措置）

2　改正法附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令（次項において「新省令」という。）第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該事業年度における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは「当該事業年度における業務の実績（当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下「旧通則法」という。）」と、「第二十九条第二項第二号に」とあるのは「第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「結果（当該項目が通則法」とあるのは「結果（当該項目が旧通則法」と、「期間における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは「期間における業務の実績（当該項目が旧通則法」とする。

（事業報告書の作成に係る経過措置）

3　新省令第十五条の二第三項の規定は、改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

○文部科学省令第十五号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　文部科学大臣　下村　博文

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　文部科学省の所掌事務に係る基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関する事務のうち政策の企画及び立案に係る手法に関すること。